

第 9 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和元年9月18日(水)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・14 宮本 政春・15 守山 孝之
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子・24 前田 孝幸

以上9名

欠席委員 7 森 哲也

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 藤井事務局長・増田主査

総合支所 久居：藤巻担当主幹 一志：澤田担当副主幹、柴山担当副主幹
白山：境担当副主幹 美杉：東山担当副主幹

議事録署名者 16 中谷 秀也・17 西森 偉統

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)

報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)

議案第4号 非農地証明願について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

議長 それでは、第9回第2農地部会を開会させていただきます。
議事録署名人を、16番 中谷 秀也委員、17番 西森 偉統委員、よろしく
お願いします。
森 哲也委員は体調不良で欠席ですので、よろしくお願いします。
まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。
報告第1号から報告第5号につきまして事務局から一括して報告をお願いします
ます。

事務局 それでは報告案件のご説明をさせていただきます。
議案書の1ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ございま
す。
番号1で、合計件数は1件、合計面積は田で1,740㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約
したものであります。

2ページから4ページをお願いします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ございま
す。

番号1から6で、合計件数は6件、合計面積は29,177㎡で、その内訳は
田が17,326㎡、畑が11,501㎡、その他が原野で、350㎡ございま
す。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありま
すので、届出人に対して指導しております。

5ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4第1項第7号の規定による届出についてございま
す。

番号1から2 一般個人住宅用地でございます。

以上、合計件数は2件、合計面積は725㎡で、その内訳は田が706㎡、畑
が19㎡でございます。

6ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5第1項第6号の規定による届出について（所有権移
転）でございます。

番号1 宅地造成でございます。

以上、合計件数は1件、合計面積は畑で409㎡でございます。

7ページをお願いします。

報告第5号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1、有限会社 _____、主たる耕作物 水稻、麦、耕作面積 畑25h

a。

以上件数は1件で、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべてを満たしております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしくお願いたします。

議 長

事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願いたします。

次に議案事項に入ります。

議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局

8ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 久居明神町コボレ山 _____、台帳地目 山林、現況地目 畑、面積 786㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、424.96㎡、パネルの設置率は、転用面積の54.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町稲葉山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積351㎡ 外1筆、合計面積 667㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を従業員用の駐車場用地とするものです。

申請地は、事業所から100mほどに位置しており、普通車24台分の計画です。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 榊原、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 榊原町小立谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積816㎡ 外1筆、合計面積 1,740㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、507㎡、周辺の土地と一体利用し、管理用車両置場および管理資材置場を確保すること、周囲の山による日陰地部分を回避すること、申請地に隣接する素掘水路の保全域を確保することにより、パネルの設置率は、転用面積の28%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 川合、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町片野内山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 175 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 川口、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町川口市場 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積85 m² 外2筆、合計面積 140 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を倉庫用地とするものです。

申請地は、受人の自宅向かいにある受人所有の畑の隣地であり、生活雑貨や畑作関係のための物置を新築するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 大三、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町二本木かどた _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 338 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を庭用地とするものです。

申請地は、受人の自宅裏側に隣接し、進入路がない場所に位置しているため、親戚である高齢の渡人の代わりに草刈りなど管理してきましたが、今後は、庭用地として、花壇や物置の設置、物干し場、孫の遊び場、趣味の家庭木工場、レクリエーション場などに活用するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 竹原、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美杉町竹原上垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 694 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、405.6 m²、パネルの設置率は、転用面積の58.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 石名原、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町石名原堂垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 919 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、305.44 m²、パネルの設置率は、不整形地であることから、転用面積の33.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 下多気、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下多気下之世古 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 489 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発

電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、219.12㎡、パネルの設置率は、転用面積の44.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は9件、合計面積は5,948㎡、このうち田が3,842㎡、畑が1,320㎡、その他が山林で786㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。9日の日に現地確認してまいりました。私と諸戸さん、そして森委員と地元推進委員、あと事務局で見て参りました。詳細は事務局の説明通りですけれど、場所はちょうど_____の西50mくらいのところですので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。2番、3番。

事務局 事務局です。森委員、欠席のため私からご報告させていただきます。2番につきましては、9月9日、現地調査を行いまして、諸戸部会長、田口委員、森委員、地元推進委員、私で現地調査を行いました。現場につきましては説明の通りでございます。問題ないというように伺っております。よろしくお願いいたします。

つづきまして3番ですけれども、榊原ですが、場所がグリーンロード沿いで、_____から南へ1キロのところにあります。こちらにつきましても、9月9日の諸戸部会長、田口委員、森委員、地元推進委員、私で立ち会いをさせていただきました。これにつきましても説明の通りで何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。4番、お願いします。

前田委員 24番、前田です。9月の9日に現地を確認しました。守山会長、宮本委員、私とそれから地元推進委員とそれから事務局ということで現地を確認しました。ただいま説明ありましたように両地目とも台帳、現況とも畑で、そこへ一般住宅用地を設置するというので何も問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。5番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。9日の日に西森、中谷両委員と、地元推進委員、それと白山総合支所担当、行政書士の方で確認をして参りました。場所は_____の南150mほどの所です。事務局説明通りで、渡人は遠方に現在住まわれており、管理困難ということで、受人の方が家も近く、隣は畑ということで、倉庫に利用するというので申請をされたようです。何ら問題はないかと思っておりますので、よろ

しくお願いします。つづいて6番ですけれども、同じく9日の日に西森、中谷両委員と、地元推進委員、それと白山総合支所担当と、行政書士さんで確認してまいりました。場所は_____のすぐ東隣です。親戚の方の畑ということで管理をされていましたが、猪等の獣害、獣の住みかになるということで、今回の庭用地という転用は問題はないかと思っておりますので、よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。7番から9番まで。

結城委員 18番、結城です。7、8、9番と説明します。9日の日に竹原、7番、地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。申請地を購入し、太陽光発電施設用地として有効利用したいということです。それから8番は、これも同じく9日に現地確認いたしました。申請地を太陽光施設用地としたいということでございます。

つづいて、これも同じく9日に地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。これは立地に優れた申請地を譲り受けて太陽光発電施設として有効利用をしたいということでございます。よろしくお願いします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 9ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 戸木町城山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積700㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、581㎡、パネルの設置率は、転用面積の83%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で700㎡でございます。

以上の案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可

要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

田口委員 6番、田口です。9日の日に現地確認をして参りました。地元推進委員、私と、森さん、事務局で見て参りました。場所は_____の東約50m位のところで、さきほどの事務局の説明通りでございますので、何ら問題ないと思います。よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。
続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 10ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。
番号1、地区 栗葉、借人 _____、貸人 _____、申請地 久居一色町本郷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 300㎡。
これにつきましては、借人は、貸人との間に50年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で300㎡でございます。

以上の案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

事務局 事務局です。9月9日、現地確認を行いました。出席は諸戸部会長、田口委員、森委員、地元推進委員、私で現地調査を行いました。場所につきましては、久居一色町集落内にありまして、_____の南西約300mの農用地でございます。説明の通りでございます、何ら問題ないという風にきいております。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。あの、説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第4号非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 11ページをお願いいたします。

議案第4号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 川合、願出者 _____、申請地 一志町片野内山_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 317㎡。

これにつきましては、家屋登記事項証明書により、申請地に申請人の亡父が昭和41年に家屋を建築し、以降宅地として利用し現在に至ることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で317㎡でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

前田委員 24番 前田です。同じく9日の日に守山会長と、宮本委員、そして地元推進委員と確認して参りました。先ほど事務局の説明がありましたように、畑、台帳は畑ですけれど、実質的に家が建っております、ほか何ら問題がないと思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については証明することに決定したいと思います。

次に別冊でお配りしました議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借で7,146㎡、畑の賃貸借、使用貸借で3,395㎡、契約件数は10件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で6,149㎡、畑の賃貸借、使用貸借で1,279㎡、契約件数は5件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借で1,344㎡で、契約件数は1件でございます。

美杉地区につきましては、契約件数はございません。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて14,639㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて4,674㎡、合計契約件数は16件、合計面積は19,313㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区5件、一志地区で1件、白山地区で1件で合計7件、合計面積は13,341㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で43.8%、面積で69%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号8についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 それでは、この1件についていかがでしょうか、皆さん。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきましたこの1件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。
入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長 つぎに、整理番号4、ほか11件についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この12件について、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました12件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。
入室をお願いします。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、第9回第2農地部会を閉会します。

午後2時36分

上記は、第9回第2農地部会の議事を録したものである。

令和元年9月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____